



福岡医発第 1275 号 (地)

平成 28 年 8 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 28 年熊本地震による被災者に係る被保険者証等の提示について

平成 28 年熊本地震による被災に伴い、被保険者証等を保険医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、平成 28 年 4 月 15 日付福岡医発第 205 号 (地)「平成 28 年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について」によりご連絡申し上げます。

今般、各保険者より被保険者証等の再発行が随時行われることを踏まえ、平成 28 年 10 月 1 日以降の当該取扱いについて、厚生労働省保険局医療課より示されましたのでご連絡申し上げます。

平成 28 年 10 月 1 日以降は、保険医療機関等においては、通常どおり被保険者証等の提示により資格確認を行うこととされております。

ただし、保険医療機関等において、被災により被保険者証等を紛失した者が、10 月 1 日以降も被保険者証等を提示せずに受診しようとした場合には、その氏名、生年月日、連絡先 (電話番号等)、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所 (国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名) の申告を受けた上で受診できることとされております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該被保険者については、速やかに被保険者証等の再交付を受け、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず当該保険医療機関等に連絡するよう、各地方厚生 (支) 局及び各都道府県関係部局より周知を図ることとされております。

<添付資料>

平成 28 年熊本地震による被災者に係る被保険者証等の提示について

(平 28.7.22 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

(保 113) F

平成 28 年 7 月 25 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

平成 28 年熊本地震による被災者に係る被保険者証等の提示について

平成 28 年熊本地震による被災に伴い、被保険者証等を保険医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、平成 28 年 4 月 15 日付（保 12）「平成 28 年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について」によりご連絡申し上げてきたところです。

今般、各保険者より被保険者証等の再発行が随時行われることを踏まえ、平成 28 年 10 月 1 日以降の当該取扱いについて、厚生労働省保険局医療課より示されましたのでご連絡申し上げます。

平成 28 年 10 月 1 日以降は、保険医療機関等においては、通常どおり被保険者証等の提示により資格確認を行うこととされております。

ただし、保険医療機関等において、被災により被保険者証等を紛失した者が、10 月 1 日以降も被保険者証等を提示せずに受診しようとした場合には、その氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）の申告を受けた上で受診できることとされております。

なお、当該被保険者については、速やかに被保険者証等の再交付を受け、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず当該保険医療機関等に連絡するよう、各地方厚生（支）局及び各都道府県関係部局より周知を図ることとされております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

平成 28 年熊本地震による被災者に係る被保険者証等の提示について

（平 28.7.22 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
平成28年 7 月 22 日

地方厚生（支）局 医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

平成28年熊本地震による被災者に係る被保険者証等の提示について

平成28年熊本地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失している場合等、被保険者証を保険医療機関等に提示できない場合には、氏名、生年月日等を申し立てることにより、受診できる取扱いとしてきたところ。（別添「平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について」（平成28年4月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡））今般、各保険者において、被保険者証等の再交付が随時行われることを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施及び関係者に対する周知について遺漏なきを期されたい。

記

- 1 平成28年10月1日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとすること。
- 2 このため、被保険者証等を紛失等した者に対し、速やかに加入している医療保険の保険者に連絡し、被保険者証等の再交付を受けるよう周知を図られたい。
- 3 各保険医療機関等においては、被災により被保険者証等を紛失した者が、10月1日以降も被保険者証等を提示せずに受診しようとした場合には、その氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）の申告を受けた上で受診できることとするが、被保険者は、速やかに被保険者証等の再交付を受けるとともに、再交付後、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず当該保険医療機関等に連絡するよう周知を図られたい。

(別添)
事務連絡
平成 28 年 4 月 15 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本県熊本市地方の地震による被災者に
係る被保険者証等の提示等について

平成 28 年熊本県熊本地方の地震による被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成 25 年 1 月 24 日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL:03-5253-1111（内線 3288）
FAX:03-3508-2746